

令和 7 年 6 月 13 日

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和 7 年 6 月 13 日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
1 選挙長等の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要……………	1

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（条例その他 その3） 定県第65号議案】

1 選挙長等の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正等に伴い、選挙長等の報酬額について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

選挙長等の1日当たりの報酬額を次のとおりとする。

区分	改正後	改正前	引上額
選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	12,200円	10,800円	1,400円
投票管理者※	削除	12,800円	—
選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	10,100円	8,900円	1,200円
投票立会人※	削除	10,900円	—

※ 土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の施行に伴い、土地改良区総代選挙の選挙管理委員会による管理が廃止されたことについて、経過措置への対応がなくなったことから、投票管理者、投票立会人の規定を削除する。

(3) 施行期日

公布の日